



2013年12月25日

各 位

会 社 名 伊藤忠商事株式会社
代表者名 取締役社長 岡藤 正広
(コード番号 8001 東証第一部)
問合せ先 広報部長 高田 知幸
(TEL. 03-3497-7291)

当社連結子会社（伊藤忠食糧株式会社）による公開買付けの開始に関するお知らせ

当社の連結子会社である伊藤忠食糧株式会社は、本日開催の取締役会において、株式会社大阪第一食糧の普通株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、別添のとおりお知らせいたします。

なお、当該公開買付けによる当社連結業績への影響は軽微です。

公開買付者である連結子会社の概要

(1)	名称	伊藤忠食糧株式会社
(2)	所在地	東京都港区南青山一丁目1番1号 新青山ビル西館 21階
(3)	代表者の役職 氏名	代表取締役社長 公山 隆
(4)	事業内容	甘味料・小麦粉・油脂・米穀・製菓原料・飲料原料などの食料原料の国内販売
(5)	資本金	4億円

(別紙)

伊藤忠食糧株式会社の開示資料

「株式会社大阪第一食糧の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

以 上

(別紙)

平成 25 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 伊藤忠食糧株式会社
代表者名 代表取締役社長 公 山 隆

株式会社大阪第一食糧の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

伊藤忠食糧株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 12 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社大阪第一食糧（以下「対象者」といいます。）の株券等を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の普通株式 4,573 株（所有割合（※1）27.91%（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において同じ。))を所有する筆頭株主です。今般、当社は、当社の持分法適用会社である対象者との更なる関係強化を図ることを目的として、対象者の普通株式 3,441 株（所有割合 21.00%）を取得するために、平成 25 年 12 月 25 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

当社は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者との関係強化を推進する上で、段階的に対象者の株式取得を進めてまいりましたが、本公開買付けは、対象者を当社の子会社として経営権を取得することを企図していないため、本公開買付けの買付予定数の上限を 3,441 株としております。応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,441 株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,441 株）を超える場合は、その超える部分の全部の買付けを行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。したがって、当社は、本公開買付けによって対象者普通株式を最大で 8,014 株（所有割合 48.92%）所有することになり、議決権比率は最大で 49.00%（※2）となります。

対象者が平成 25 年 12 月 25 日に公表した「伊藤忠食糧株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者公表文」といいます。）によれば、対象者は、平成 25 年 12 月 25 日開催の取締役会において、当社による本公開買付けについて、米穀市場を取り巻く環境は、国内需要が継続的に減少していることから、業務提携関係を一段と強固にして、双方の永続的な発展に寄与するために資本提携についても更に一步進めていくことが必要であるとの結論に至り、また、対象者は非上場会社であるため株主に対する対象者株式を譲渡する機会が制約されているため、譲渡する機会を提供する必要があることも併せ考えた結果、本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者としては、本公開買付けが成立することを希望はしているものの、本公開買付けは対象者の普通株式の全てを取得して完全子会社とすることを企図するものではないことから、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議したとのことです。

対象者の取締役のうち、越智孝司は当社からの出向者であることから、利益相反の疑いを回避するために、対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議には参加していないとのことです。当該取締役会には、対象者取締役 5 名のうち上記

1名を除く4名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により上記決議を行っており、当該取締役会には対象者監査役3名（うち社外監査役2名）全員が出席し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の定款には、対象者の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する旨が規定されておりますが、本公開買付けに応募された株式の買付けに関しては、対象者は、平成25年12月25日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、当社が当該株式を取得することを承認する旨を決議しているとのことです。

(※1) 所有割合とは、対象者が平成25年12月24日に提出した第14期半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の発行済株式総数（16,383株）に対する割合をいいます。

(※2) 対象者が平成25年12月24日に提出した第14期半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の発行済株式総数（16,383株）から、同日現在の相互保有株式（10株）及び対象者による本日現在の自己株式数（18株）を控除した株式数（16,355株）にかかる議決権数（16,355個）に対する割合。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）の完全子会社であり、甘味料・小麦粉・油脂・米穀・製菓原料・飲料原料などの食料原料の輸入国内販売を行っております。当社の前身である伊藤忠食糧販売株式会社は、食品原料の輸入及び販売を行っていましたが、平成23年10月に、伊藤忠商事の完全子会社であり、米穀・製パン原材料販売を行っていた伊藤忠ライス株式会社（以下「伊藤忠ライス」といいます。）と合併して、現在に至っております。

対象者は、大阪府下を中心として米穀の販売及び加工業務を主な事業としており、昭和26年に大阪第一食糧事業協同組合として創立されました。平成12年に組織変更を行い、株式会社大阪第一食糧として発足しております。

当社の米穀本部は、伊藤忠ライスの時から基本的には自社にて精米業務は極力行わず、各地の有力精米業者に精米業務を委託するというビジネスモデルを構築しておりました。しかしながら、コンビニエンスストア、量販店及び外食向け商売を更に拡大させて、今後更なる成長を実現させるためには精米業務オペレーションの柔軟性及び価格競争力の強化が不可欠となってきており、当社は精米委託先である企業との資本提携を推進する方向に方針を変更して参りました。その方針の基に、当社の委託先であり、従来から良好な友好関係があった対象者と、より強固な関係強化を目的として、当社は平成21年8月に対象者の主要株主が保有していた対象者普通株式1,640株（所有割合10.01%）を相対取引で取得したことを契機として、平成23年6月には当社の前身である伊藤忠ライス、伊藤忠商事、対象者との三社間での業務提携に関する覚書を締結しております。

その後も当社による対象者への出資によって、対象者の経営基盤の安定化及び業務提携の強化を図り、従来以上の発展・企業価値の向上を実現することを目的として、当社は、平成24年3月に対象者による第三者割当によって対象者が保有する自己株式1,378株（所有割合8.41%）及び株主から相対取引で対象者普通株式104株（所有割合0.63%）、並びに平成25年2月に対象者による第三者割当によって対象者が保有する自己株式1,451株（所有割合8.86%）と段階的に取得することによりそれぞれの経営基盤の拡充と発展を目指した取り組みを進めております。当社の所有株式数は4,573株（対象者が平成25年6月26日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の発行済株式総数（16,383株）に対して27.91%、同日現在の議決権数（16,361個）に対して議決権比率27.95%、取得価格はいずれも1株当たり50,000円）となり、対象者は当社の持分法適用会社となり現在に至っております。

しかしながら、対象者を取り巻く経営環境は厳しく、対象者は、調達・販売面では系統集荷率の低下に対応するために新たな調達ルート構築や、米穀の国内需要が減少する中での販売数量や収益の確保が求められており、また、生産・流通・品質管理面では多品種・小ロット生産の増加に対応するための生産体制構築や流通コストの増加に対応するための新たな物流の構築、食の安全安心に向けた対応など、様々な課題を抱えているとのことです。

このような中で、業務提携を更に強化しより一層の事業成長並びに中長期的な収益基盤を確立していくた

めの経営戦略について、当社と対象者は議論を重ねてまいりました。当社は、更なる資本提携を実現し、今後、経営所得安定対策（旧農業者戸別所得補償制度）の廃止、減反の廃止、TPP などによる米の価格の下落、ネット販売の拡大による米流通の変革などから環境が益々厳しくなることが予想される中、対象者とこれまでも増して協業を進め人材交流も活発に実施し、仕入、販売両面での効率化を図り、業界内での競争力を向上させたいと考え、平成 25 年 4 月頃に、対象者に株式追加取得の提案を行いました。両社で協議・検討を進めた結果、当社と対象者がこれまで以上に、調達、生産、販売等、多角的に強固な相互協力体制を構築することが両社の一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、これらを実現させるためには、両社の資本提携を強化し、当社が対象者の株式保有割合を高めることが最善の方策であるとの結論に至り、平成 25 年 12 月 25 日に当社が対象者の株式取得を一段と進めることを目的とした本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、当社は現在、対象者の取締役として越智孝司を派遣しておりますが、本公開買付け成立後に、対象者に役員を追加して派遣することは予定しておりません。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は対象者普通株式を 4,573 株（所有割合 27.91%）所有しており、また、対象者の取締役のうち、越智孝司が当社からの出向者であることに鑑み、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施しております。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を決定するに際して、本公開買付け価格の公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である SMBC 日興証券株式会社（以下「SMBC 日興証券」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。SMBC 日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社は SMBC 日興証券から平成 25 年 12 月 24 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、SMBC 日興証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。SMBC 日興証券により上記手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

DCF 法	36,172 円～75,224 円
-------	-------------------

DCF 法では、対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向及び平成 26 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値の範囲を 36,172 円から 75,224 円までと分析しております。

当社は、SMBC 日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 25 年 12 月 25 日に本公開買付け価格を 52,000 円に決定いたしました。

② 対象者における利害関係者を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者公表文によれば、対象者は、平成 25 年 12 月 25 日開催の取締役会において、当社による本公開買

付けについて、米穀市場を取り巻く環境は、国内需要が継続的に減少していることから、業務提携関係を一段と強固にして、双方の永続的な発展に寄与するために資本提携についても更に一步進めていくことが必要であるとの結論に至り、また、対象者は非上場会社であるため株主に対する対象者株式を譲渡する機会が制約されているため、譲渡する機会を提供する必要があることも併せ考えた結果、本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者としては、本公開買付けが成立することを希望はしているものの、本公開買付けは対象者の普通株式の全てを取得して完全子会社とすることを企図するものではないことから、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議したとのことです。

対象者の取締役のうち、越智孝司は当社からの出向者であることから、利益相反の疑いを回避するために、対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議には参加していないとのことです。当該取締役会には、対象者取締役5名のうち上記1名を除く4名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により上記決議を行っており、また、当該取締役会には対象者監査役3名（うち社外監査役2名）全員が出席し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

③ 当社における本公開買付け価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、35営業日としております。このように、当社は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、対象者の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を提供するとともに、当社以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

また、当社と対象者とは、当社以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、対象者が当社以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は現時点において、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社大阪第一食糧		
② 所 在 地	大阪市浪速区桜川三丁目7番12号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 市丸 勝一		
④ 事 業 内 容	米穀の卸売及び加工業務を主とし、それに関連する食料品、飲料品、家庭用品、燃料を含めた卸売事業		
⑤ 資 本 金	819,150,000円		
⑥ 設 立 年 月 日	平成12年7月25日		
⑦ 大株主及び持株比率 (平成25年9月30日現在)	伊藤忠食糧株式会社		27.91%
	テーブルマーク株式会社		5.01%
	全国農業協同組合連合会		1.53%
	大阪第一食糧役員持株会		1.01%
	畔内 孝		0.63%
	道家 一義		0.49%
	株式会社梅田東米穀店		0.44%

		奥ノ 博久	0.37%
		天満食糧株式会社	0.35%
		小澤 勝彦	0.34%
⑧ 上場会社と対象者の関係			
	資 本 関 係	当社は、対象者普通株式を 4,573 株 (27.91%) 所有しております。	
	人 的 関 係	当社は、対象者に対して取締役 1 名を派遣しております。	
	取 引 関 係	当社は、対象者に対して原料の販売、及び対象者から製品の購入を行っております。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は対象者の主要株主であり、対象者の関連当事者に該当します。	

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 会 決 議	平成 25 年 12 月 25 日 (水曜日)
公 開 買 付 開 始 告 告 日	平成 25 年 12 月 26 日 (木曜日) 公告掲載新聞名 日本経済新聞
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成 25 年 12 月 26 日 (木曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年 12 月 26 日 (木曜日) から平成 26 年 2 月 21 日 (金曜日) まで (35 日間)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 52,000 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である SMBC 日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。SMBC 日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、DCF 法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社は SMBC 日興証券から平成 25 年 12 月 24 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、SMBC 日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書 (フェアネス・オピニオン) を取得しておりません。SMBC 日興証券により上記手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

DCF 法 36,172 円～75,224 円

DCF 法では、対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向及び平成 26 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値の範囲を 36,172 円から 75,224 円までと分析しております。

当社は、SMBC 日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 25 年 12 月 25 日に本公開買付価格を 52,000 円に決定いたしました。

した。

なお、当社は、平成 21 年 8 月に相対取引で対象者の主要株主が保有していた対象者普通株式 1,640 株（所有割合 10.01%）、平成 24 年 3 月に対象者による第三者割当によって対象者が保有する自己株式 1,378 株（所有割合 8.41%）及び株主から相対取引により対象者普通株式 104 株（所有割合 0.63%）、並びに平成 25 年 2 月に対象者による第三者割当によって対象者が保有する自己株式 1,451 株（所有割合 8.86%）を、いずれも 1 株当たり 50,000 円で取得しておりますが、本公開買付けは、広く一般株主からご応募いただきたいため、上記のとおり S M B C 日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、総合的に勘案し、1 株当たり 52,000 円としております。

② 算定の経緯

当社の米穀本部は、伊藤忠ライスの時から基本的には自社にて精米業務は極力行わず、各地の有力精米業者に精米業務を委託するというビジネスモデルを構築しておりました。しかしながら、コンビニエンスストア、量販店及び外食向け商売を更に拡大させて、今後更なる成長を実現させる為には精米業務オペレーションの柔軟性及び価格競争力の強化が不可欠となってきており、当社は精米委託先である企業との資本提携を推進する方向に方針を変更して参りました。その方針の基に、当社の委託先であり、従来から良好な友好関係があった対象者と、より強固な関係強化を目的として、当社は平成 21 年 8 月に対象者の主要株主が保有していた対象者普通株式 1,640 株（所有割合 10.01%）を相対取引で取得したことを契機として、平成 23 年 6 月には当社の前身である伊藤忠ライス、伊藤忠商事、対象者との三社間での業務提携に関する覚書を締結しております。

その後も当社による対象者への出資によって、対象者の経営基盤の安定化及び業務提携の強化を図り、従来以上の発展・企業価値の向上を実現することを目的として、当社は、平成 24 年 3 月に対象者による第三者割当によって対象者が保有する自己株式 1,378 株（所有割合 8.41%）及び株主から相対取引で対象者普通株式 104 株（所有割合 0.63%）、並びに平成 25 年 2 月に対象者による第三者割当によって対象者が保有する自己株式 1,451 株（所有割合 8.86%）と段階的に取得することによりそれぞれの経営基盤の拡充と発展を目指した取り組みを進めております。当社の所有株式数は 4,573 株（対象者が平成 25 年 6 月 26 日に提出した第 13 期有価証券報告書に記載された平成 25 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（16,383 株）に対して 27.91%、同日現在の議決権数（16,361 個）に対して議決権比率 27.95%、取得価格はいずれも 1 株当たり 50,000 円）となり、対象者は当社の持分法適用会社となり現在に至っております。

しかしながら、対象者を取り巻く経営環境は厳しく、対象者は、調達・販売面では系統集荷率の低下に対応するために新たな調達ルートの構築や、米穀の国内需要が減少する中での販売数量や収益の確保が求められており、また、生産・流通・品質管理面では多品種・小ロット生産の増加に対応するための生産体制の構築や流通コストの増加に対応するための新たな物流の構築、食の安全安心に向けた対応など、様々な課題を抱えているとのことです。

このような中で、業務提携を更に強化しより一層の事業成長並びに中長期的な収益基盤を確立していくための経営戦略について、当社と対象者は議論を重ねてまいりました。当社は、更なる資本提携を実現し、今後、経営所得安定対策（旧農業者戸別所得補償制度）の廃止、減反の廃止、TPP などによる米の価格の下落、ネット販売の拡大による米流通の変革などから環境が益々厳しくなることが予想される中、対象者とこれまでも増して協業を進め人材交流も活発に実施し、仕入、販売両面での効率化を図り、業界内での競争力を向上させたいと考え、平成 25 年 4 月頃に、対象者に株式追加取得の提案を行いました。両社で協議・検討を進めた結果、当社と対象者がこれまで以上に、調達、生産、販売等、多角的に強固な相互協力体制を構築することが両社の一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、これらを実現させるためには、両社の資本提携を強化し、当社が対象者の株式保有割合を高めることが最善の方策であるとの結論に至り、平成 25 年 12 月 25 日に当社が対象者の株式取得を一段と進めることを目的とした本公開買付けを実施することを決議いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付け価格を決定するに際して、本公開買付け価格の公正性を担保するため、当社及び対象

者から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。

(ii) 当該意見の概要

SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、DCF法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社はSMB C日興証券から平成25年12月24日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。SMB C日興証券により上記手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

DCF法 36,172円～75,224円

DCF法では、対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向及び平成26年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を36,172円から75,224円までと分析しております。

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、SMB C日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年12月25日に本公開買付価格を52,000円に決定いたしました。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,441 (株)	－ (株)	3,441 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限 (3,441 株) 以下の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限 (3,441 株) を超える場合は、その超える部分の全部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 相互保有株式についても、本公開買付けの対象としております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	4,573 個	(買付け等前における株券等所有割合 27.96%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	148 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.90%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	8,014 個	(買付け等後における株券等所有割合 49.00%)
対象者の総株主の議決権の数	16,361 個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成25年12月24日に提出した第14期半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、対象者によると対象者は、本日現在、自己株式を18株所有しておりますので、現在の議決権数は、発行済株式数（16,383株）から自己株式数（18株）及び相互保有株式数（10株）を控除した株式数（16,355株）にかかる16,355個になります。「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、16,355個を分母として計算しております。
- (注3) 本公開買付けにおいては、相互保有株式についても本公開買付けの対象としているため、相互保有株式の応募があった場合には、応募株券等の全部又は一部の買付けを行うことになり、買付けを行った株券等の数に応じた議決権数が増加します。この場合の「対象者の総株主の議決権の数」は、最大で、16,355個に相互保有株式にかかる議決権の数（10個）を加えた数（16,365個）になり、「買付け等後における株券等所有割合」は、48.97%になります。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 178,932,000円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数（3,441株）に、本公開買付価格（52,000円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日
平成26年3月3日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、本公開買付けの撤回等を行った日以後遅滞なく、買付けられなかった株券等に係る株券を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）に郵送します。

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、各応募株主等から応募があった株券等に係る株券の券種を交換し買付けないこととなった株券等に係る株券を返却するため、決済の開始日以後遅滞なく、買付けられなかった株券等に係る株券を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示に基づき対象者に引渡します。なお、対象者に

引渡された株券は、券種交換等必要な実務手続き終了後速やかに、対象者から応募株主等に返却される予定です。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,441 株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,441 株）を超える場合は、その超える部分の全部の買付けを行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 株の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 株減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至チ及びフ乃至ソ、第 3 号イ乃至ト及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める、同号イからりまでに掲げる事実と準ずる事実としては、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付け期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営

業時間等をご確認の上、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(その他のSMB C日興証券株式会社国内各営業店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、こ

れらに限られません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成25年12月26日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3. 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

以 上